

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年10月号 | No. 10/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## PCT 作業部会

第13回 PCT 作業部会が、2020年10月5日から8日までジュネーブでハイブリッド型会議として開催されました。今回のハイブリッド型会議は、WIPO テクニカルミーティングとして初の試みとなりました。議長、副議長並びに代表者の多くがネット経由で出席した一方、一部の代表者は会議場から参加しました。(2019年と比べて18カ国増加の)78加盟国の代表者が会議場から若しくはネット経由で出席したことで、昨年と比較してより多くの加盟国が参加するに至りました。本会合は各日2時間開催され、参加者は6言語への同時通訳を利用することができました。本会合は成功のうちに終了しました。議論された主な議題の一部を以下に要約します。

### PCT における WIPO 標準 ST.26 の実施

本作業部会は、2021年前期に予定されている PCT 総会での採択のため、WIPO 標準 ST.26 に関する PCT 規則の修正を提出することに合意しました。当該規則の修正により、ヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの表記に関して、2022年1月1日以降に提出される国際出願に対し XML を使用する WIPO 標準 ST.26 が適用できるようになります (文書 PCT/WG/13/8 参照)。

### 補充国際調査制度に関するレビュー

補充国際調査制度の利用率が低い現状はあるが、本作業部会は現状の制度を維持するよう PCT 総会に勧告しました。

### 全般的な混乱発生時における PCT 救済措置の強化

本作業部会は、欧州特許庁 (EPO)、フランス、スイス及び英国による、官庁を有する地域での全般的な混乱発生時において、官庁が PCT 規則に定める期間の延長を許可する旨の提案を考慮しました。本作業部会は議論を受けて、今会合で提示された意見を考慮し、次回会合に向けて修正提案を提出するよう、EPO と他の賛同している代表団に対し要請しました。また本作業部会は、2020年4月9日に公表された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明と PCT に関して推奨される実務変更の対応 (PCT ニュースレター2020年4月号参照) について、加盟国の協力を得て官庁の対応経験を評価するよう IB に要請しました。そして、次回会合にて報告書を提出するよう求めました (文書 PCT/WG/13/10 参照)。

## その他の議題

本作業部会はまた、以下に関する報告も記録しました。

- 特許審査官の研修の調整 (文書 PCT/WG/13/6 Rev. (英語修正版) 参照)。
- PCT に基づく技術支援の調整 (文書 PCT/WG/13/7 Rev. (英語修正版) 参照)。
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/13/12 参照)

## 要約および作業文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/13/14) は、下記 WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページに掲載されています。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=55850](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850)

本作業部会の報告書案も追って上記ページに掲載されます。

## PCT 技術協力委員会

第 31 回 PCT 技術協力委員会が 2020 年 10 月 5 日から 8 日までジュネーブで、第 13 回 PCT 作業部会と同時に開催されました。本委員会では、ユーラシア特許庁 (EAPO) を PCT に基づく国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定するよう PCT 総会に推薦しました。

詳細は、以下のリンク先の議長による要約に掲載されています。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=55849](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55849)

## 国際出願の電子出願及び処理

### 米国: 米国特許商標庁による ePCT の利用促進を目的とした規則改正

米国特許商標庁 (USPTO) は、外国出願許可に関する規則改正を採択しました。当該改正では、受理官庁としての USPTO (RO/US) に対して出願するための国際出願の作成支援を目的として、出願人に ePCT の利用を促進しています。当該規則改正は 2020 年 9 月 30 日に発効しました。

以前の外国出願許可の規則では、外国の PCT 受理官庁 (例えば、受理官庁としての国際事務局) に出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは許可されてきました。一方、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で、(スイスにサーバーをもつ) ePCT システムを利用して技術データを入力し、転送することは許可されていませんでした (PCT ニュースレター 2016 年 5 月号 5 ページから参照)。外国出願許可は、技術データの入力 (転送) 問題に関連しています。そのため USPTO は、当該官庁を経由する外国出願許可についても、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で ePCT を利用する場合には、米国外のサーバーへの技術データの入力 (転送) を認めるよう規定する、外国出願許可の規則改正を行いました。

上述の規則変更に伴い、米国の PCT 出願人は (必要な外国出願許可を取得済みで、当該許可の範囲内に含まれていない追加の発明の主題を入力 (転送) しないことを条件として) 今後は ePCT を利用して国際

出願を作成することができるようになりました。これまでの技術データを ePCT へ入力 (転送) する場合の心配は不要になり、EFS-Web や Patent Center などの USPTO の電子出願システムを介して.zip ファイルを生成して、RO/US にアップロードできるようになりました。

外国出願許可の規則改正に関する詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

[www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare](http://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare)

再掲載になりますが、ePCT 出願を利用するメリットの一部を以下に紹介します。

- ePCT はウェブ上のアプリケーションであり、ユーザのコンピューターへのソフトウェアのインストールや定期的な更新は不要。
- 明細書を含む国際出願の全内容にわたる検証機能あり。
- ユーザのコンピューターにインストールされたソフトウェアのバージョンと一致する願書様式のデータのみを検証する PCT-SAFE とは異なり、ePCT では即時に全規則の検証を行い手数料を計算して、最新の PCT 参照データを保有する IB のデータベースと照合して確認。したがって ePCT を利用して作成された出願は出願後に訂正する必要性が低く、出願人、受理官庁や IB にとって、出願の処理がより効率的で費用効果が高い。
- ePCT は検証機能や利便性双方の面から、他の WIPO オンラインサービスと調和が取れたシステムである。例えば、該当する認証謄本が DAS (WIPO デジタルアクセスサービス) システムで利用可能にされていれば、ePCT 出願で入力された優先権主張のデータは当該システムと照合されて検証される。そして出願後でも当該システムで全自動化された請求を提出することにより DAS から優先権書類を取得するよう IB に要請可能。
- (例えば EFS-Web を介して RO/US に対し提出するための) 出願書類が ePCT により生成される前であっても、新規に作成された国際出願は自動的にユーザの WIPO アカウントに適合されるため、ePCT アクセス権の自主的な設定や個別の要請は不要。必要であれば、出願前から他のユーザとアクセス権を共有可能。したがって IB が RO/US から記録原本を受理すると、当該国際出願のアクセス権を持つ全てのユーザは、IB が保有する一件書類への安全な電子アクセスや ePCT で利用可能な全機能のメリットを享受できる。当該機能には、オンラインでのファイル管理、所定期間の管理、電子形式での書類のアップロードや (PCT 規則 92 の 2 に基づく要請のように) 実務の検証機能を搭載したインタラクティブなアクション機能あり。

ePCT で利用可能な全機能の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

欧州特許庁: 2020 年 10 月 24 日に発生する EPO オンライン出願サービス全ての一時的な不通

欧州特許庁 (EPO) は、テクニカルメンテナンス作業のため、2020 年 10 月 24 日土曜日中央ヨーロッパ夏時間の午前 8 時から午後 4 時の間、全ての EPO オンライン出願サービスが不通になる旨を国際事務局 (IB) に通知しました。欧州出願と国際出願双方に影響が生じます。

不通が予定されているサービスは、以下の通りです。

- オンライン出願
- 新規オンライン出願 (CMS)
- ウェブ形式出願、及び
- ePCT

ePCT サービスに関しては、受理官庁としての EPO に対する出願に限り不通の対象となります。

また (PCT ニュースレター 2020 年 5 月号でお知らせした通り) 2020 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE を利用しての EPO に対する国際出願はできなくなりました。

オンライン出願サービス不通の間に EPO に出願したい場合には、郵送、ファックスか窓口までご持参下さい。かかる出願手段の詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

[www.epo.org/applying/european/filing.html](http://www.epo.org/applying/european/filing.html)

タジキスタン、ウズベキスタン及びキルギス: タジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センター、ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局、キルギス共和国国家知的所有権・イノベーション局による電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのタジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センター、ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局 (2020 年 12 月 1 日に発効)、キルギス共和国国家知的所有権・イノベーション局 (2020 年 12 月 15 日に発効) は、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/TJ 及び RO/UZ の要件及び運用を記載する通知は、2020 年 10 月 8 日付けの公示 (PCT 公報) に、RO/KG に関する通知は 2020 年 10 月 22 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されます。以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 C (KG、TJ 及び UZ) が更新されました)

### ISA としての欧州特許庁: CNIPA/EPO による 2020 年 12 月 1 日からの試行プログラム開始

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) は、中華人民共和国の国民及び居住者により提出される国際出願のための管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、当該官庁に加えて、2020 年 12 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) を指定します。

CNIPA による ISA としての EPO の指定は、試行プログラムの枠組みで実施されるものであり、以下を条件とします。

- 実施期間は 2 年を予定
- 英語で提出される国際出願のみ適用
- 受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対し提出される国際出願に適用

(d) 当初 12 カ月は最大 2,500 件の国際出願が先着順制で受理され、翌 12 カ月は 3,000 件を予定本試行プログラムの開始時に移行期間が設けられますが、当該期間中は別途通知があるまでの間、受理官庁としての CNIPA に対し国際出願を提出し、且つ ISA としての EPO を選択する出願人は、ISA として行動する EPO に直接、国際調査手数料を支払う必要があります。手数料は、ユーロでのみ支払可能で、料金は PCT 手数料表 I(b) に記載されています。EPO に対する国際調査手数料の支払を受けて処理が開始され、調査報告の写しが ISA/EP に送付されます。出願人の皆様には、EPO のオンラインクレジットカード決済プラットフォーム (<https://www.epo.org/fee-payment-service/en/login>) のご利用をお願いしています。若しくは EPO の預金口座をお持ちの出願人は、EPO オンライン出願 (OLF) 若しくは EPO ケースマネジメントシステム (CMS) をご利用下さい。銀行による送金や EPO オンライン手数料支払サービスによる国際調査手数料の支払はできません。

受理官庁としての IB に対して国際出願する場合には、ユーロ、スイスフランか米国ドルで直接 IB に国際出願手数料を支払う必要があります。それら通貨のそれぞれの換算額は、PCT 手数料表 I(b) に記載されています。

詳細に関しては、以下のリンクをご覧ください。

- EPO ウェブサイト上のよくある質問の一覧  
<https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html>
- CNIPA ウェブサイト上での掲載情報  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art\\_364\\_153578.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_364_153578.html)
- CNIPA と EPO による共同声明  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art\\_53\\_153571.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_53_153571.html)  
<https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201020.html>

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CN) が更新されました)

### 上級者向けオンライン PCT セミナー: PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報 (再掲載)

WIPO の年次上級者向け PCT セミナーは通常、WIPO 本部で開催されていますが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による制限のため、今年度はオンラインで開催することはすでにお知らせしました。より多くの PCT ユーザが参加し易いように様々な地域の PCT ユーザの利便性を考慮して、異なる日程と開催時間を設定し、3 回の個別の英語によるセミナーを予定しています。第一回目のセミナーが欧州/中東/アフリカからの参加者を対象として、2020 年 10 月 14 日に開催されました。当該セミナーの録音は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://register.gotowebinar.com/recording/8153387104611731469>

その他のセミナーは、下記の予定で実施されます。

2020 年 10 月 28 日 (16:30 - 19:00 中央ヨーロッパ時間): 南北アメリカからの参加者対象

2020 年 11 月 2 日 (8:30 – 11:30 中央ヨーロッパ時間): アジアからの参加者対象

当該セミナーは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としています。以下のトピックを扱う予定です。

- 2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正
- 最近および今後の PCT の進展に関する追加情報
- ePCT システムの最新及び今後の機能向上

各セミナーでは、PCT 関連の質疑応答時間を設けています。

以下のリンクに掲載されている詳細情報には、セミナーへ登録するリンクが表示されています。

<https://mailchi.mp/wipo/webinar-invitation-update-on-recent-and-future-developments-in-the-pct-system-october-14-28-november-2>

セミナーへの登録は無料ですので、是非ご参加下さい。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクをご覧ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/)

### 国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (INPI) (フランス) は、2020 年 12 月 1 日から、DAS 提供庁としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、2020 年 12 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が DAS サービス上で利用可能にされるよう明確に請求した場合に限ります。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=11651](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11651)

### 国立工業所有権機関 (ブラジル)

国立工業所有権機関 (INPI) (ブラジル) は、2020 年 8 月 3 日から、提供庁として DAS 電子図書館の範囲を商標及び意匠出願まで拡張した旨を IB に通知しました。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10487](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10487)

## PCT 最新情報

CZ: チェコ共和国 (官庁の名称)

DE: ドイツ (代理人に関する要件)

GB: 英国 (通信手段)

HR: クロアチア (保護の種類、仮保護、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料)

KR: キルギス (電子出願)

NL: オランダ (あて名一修正)

RO: ルーマニア (手数料)

SA: サウジアラビア (通信手段、国際出願の写しの部数、国際出願の写しの提出、手数料)

TJ: タジキスタン (官庁の名称、電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス、書類を発送したことの証拠、保護の種類、国際型調査に関する規定、国際調査後の仮保護、電子出願)

UZ: ウズベキスタン (官庁の名称、所在地とあて名)

VN: ベトナム (電子メールとインターネットアドレス)

ZM: ザンビア (保護の種類)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、インド特許庁、シンガポール知的所有権庁、フィリピン知的所有権庁、韓国知的所有権庁、ウクライナ経済発展貿易省知的所有権部、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシェグラード特許機構 (VPI))

## 特許協力条約及び規則 (冊子版)

特許協力条約及び規則の条文 (WIPO 刊行物 274) が、2020 年 7 月 1 日付けで、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で更新されました。冊子版についてのお問合せは、[publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int) へ電子メールをお送りください。

なお、本条文のご利用にはオンラインの活用を推奨しています。

- (条約及び規則の両方を掲載する) WIPO 刊行物 274 の PDF 版は上記言語により提供され、以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4505](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4505).

- PCT に基づく特許協力条約及び規則の PDF 版の各条文は、11 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語) により提供され、以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html)

英語以外の言語でのご利用は、ページの右上でご選択ください。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 官庁における電子的な通信手段の不通に関する情報

PCT ウェブサイト上の下記の新しいページでは、電子的な通信手段の不通に該当する事象の詳細情報を、PCT の全 10 公開言語で掲載しています。掲載されている詳細は、新 PCT 規則 82 の 4.2(a) の適用を国際事務局に通知しており、且つその適用条件に関する詳細情報も提供している官庁において発生した不通に関する情報です。

[www.wipo.int/pct/ja/texts/unavailability.html](http://www.wipo.int/pct/ja/texts/unavailability.html)

英語以外の言語でのご利用は、ページの右上でご選択ください。

### PCT 出願人の手引

PCT 出願人の手引「国際段階の概要」のロシア語版が、2020 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正を反映し更新されました。本概要は PCT の国際段階に関する詳細を提供しています。以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html)

### 国内特許法及び広域特許法の特定の概念を収集した新しいリンク

国内特許法及び広域特許法の特定の概念に関する情報へアクセスし易いように、PCT 出願人の手引ページ右側にリンクが追加されました。以下のリンクからご利用下さい。

[www.wipo.int/pct/en/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html)

「国内特許法及び広域特許法の特定の概念、文書 SCP/12/3 Rev.2 の附属書 II 改訂版、国際特許制度に関する報告」のページでは、次のトピックスに関連するリンクを表示しており、国別又は地域別による情報を提供しています: 先行技術、新規性、進歩性 (自明性)、グレースピリオド、十分な開示、特許性のある主題の対象からの除外、そして特許権の効力の例外及び制限。当該情報は、特許法常設委員会の枠組みにおいて定期的に更新されます。

### セミナー資料

PCT 手続の全側面を網羅するセミナー資料が、前回の最新版の発行後に発効した PCT 規則改正及び実務での一部変更を考慮して、英語版で更新されました。資料は以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf)

他の言語は準備中です。

### WIPO Pearl:

#### COVID-19 関連用語の追加によりパンデミックを克服すべくイノベーションを支援し奨励する

WIPO Pearl は WIPO の多言語による専門用語データベースであり、現在約 1,500 件の COVID-19 関連の新用語を 10 言語で収録しています。新型コロナウイルスの治療法や診断法を開発しているイノベータ



一を支援する目的で、基礎用語集や多言語による対応訳を提供しています。このデータベースを利用することで国際間の協力が促進され、世界各地で作成されている特許文献や他の公的資料の情報が容易にアクセスできるよう奨励しています。

WIPO Pearl は、PCT 出願や国内特許文献から抽出された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT 法律用語へのアクセスを無料で提供しており、PCT の全 10 公開言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語) で利用可能です。現在、COVID-19 関連の 147 の主要な概念 (concepts) が収録されており、用語は約 1,500 件にのびります。それぞれの概念は 10 言語で利用でき、主に生物学、医学 (特に治療法や診断法) や公衆衛生の分野から収集されています。COVID-19 パンデミックに関連する主要な専門用語に関して、異なる言語間での一貫した且つ正確な用語使用を支援することが目的です。

WIPO (前) 事務局長であるフランシス ガリ氏は、新用語集についてこう述べています。

「イノベーションは急速にグローバル化されています。検証された多言語による用語集により、共通の理解を得た COVID-19 関連用語の知識ベースが創造されることで、研究者が他の言語で開発された成果を利用することができ、その成果を踏まえて開発することができるよう支援しています。WIPO はこの高性能サービスを提供することで、コロナウイルスの新しい治療法やワクチンを発見すべく邁進するグローバルなイノベーションをサポートしています。これこそまさに相互理解と協力を必要とするグローバルな課題です。」

新用語集や WIPO Pearl に関する一般情報の詳細は、以下のリンクからプレスリリース PR/2020/864 をご参照下さい。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article\\_0021.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0021.html)

WIPO Pearl に関する詳細は、以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/reference/ja/wipopearl/](http://www.wipo.int/reference/ja/wipopearl/)

## 実務アドバイス

出願時に願書に記載されていた発明者の住所が PCT 規則 92 の 2 に基づく要請によりその記録が変更された場合の第三者によるその情報の利用

Q: 願書の第 III 欄に発明者の自宅住所が記載された国際出願を提出しました。その後 (出願人ではない) 当発明者から、記載した自宅住所を連絡可能な職場住所に変更する要請をしてほしいとの依頼がありました。PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録を国際事務局に要請した場合、国際出願の公開時にその自宅住所は第三者に閲覧可能になるのでしょうか？

A: 一般的に発明者の住所については、発明者 (又は複数の発明者) の氏名と住所が公開の技術的な準備が完了する前に提出されていれば、発明者の氏名は、国際出願の公開時に PATENTSCOPE 上の関連する国際出願の「PCT 書誌情報 (PCT Biblio.Data)」タブから、公衆に利用可能にされます (PCT 規則 48.2(b)(i) 参照)。ただし発明者の住所は、書誌情報としては公開されません。以前は、発明者の住所も書誌情報タブから公衆に利用可能にされていました。しかしながら 2009 年 1 月以降は、個人情報保護

の観点から、個人の住所情報がインターネットの検索エンジンによって検索されたり、表示されたりしないように、発明者の住所情報は書誌情報タブ上で表示されることはありません。

しかしながら、発明者の住所は、イメージ形式のみとはいえ、公開された国際出願の表紙、並びに発明者の住所が記載された他の特定の書類から第三者が閲覧可能です。「国際事務局が保有する一件書類の関連書類 (Related Documents on file at the International Bureau)」タブから利用できる願書 (PCT/RO/101) に加えて、他の利用可能な書類には PCT 規則 4.17(i) に基づく発明者の特定に関する申立てや PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てがあります。これら両方の申立ては、PATENTSCOPE の「公開された国際出願 (Published International Application)」タブに、個別の書類として含まれます。

あなたの事例では、国際事務局 (IB) が、公開の技術的な準備が完了する前に PCT 規則 92 の 2 に基づく発明者の住所の変更の記録を行う要請を受理した場合には、公開される国際出願の表紙に記載される発明者の住所は、自宅住所ではなく職場住所になります。

しかしながら、発明者の住所の変更を確認するための様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) (出願時に願書に記載された発明者の住所並びに新住所も含む) は、「国際事務局が保有する一件書類の関連書類」タブから、PATENTSCOPE 上で第三者に閲覧可能になります。ただし、それはイメージ形式に限り閲覧可能であって、電子的に検索可能な形式では閲覧できません。同様に (発明者の住所記載を必要とする) PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出した場合で、発明者の自宅住所が当該申立てに記載されていた場合であっても、PCT 規則 48.2(a)(x) に従い、その住所もまた PATENTSCOPE 上で検索不可能なイメージ形式に限って、第三者に閲覧可能になります。

発明者の自宅住所がすでに出願に含まれている場合、その情報を国際出願から完全に削除することは簡単ではありません。PCT 規則 94.1(e) に基づき、出願人は公衆による一件書類の利用の対象から特定の機密情報の省略を請求することができますが、その請求が許可されるのはそれが十分な根拠に基づいている場合に限ります。かかる省略<sup>1</sup>が妥当であるとされるためには厳しい基準の充足が必要となるため、許可を得られるのは非常に稀なケースか例外的なケースに限定される可能性が高いでしょう (特定の情報の省略の請求についての詳細は、PCT ニュースレター 2016 年 7-8 月号をご参照下さい)。

ですから国際出願を提出する前に、欠陥又は問題を生じさせずに国際出願に含まれるべきではない機密情報があるのか考慮することが重要です。国際出願日の認定において発明者の氏名と住所を提供することが PCT に基づく要件として定められているわけではありませんが、これらの情報を願書に記載することを強くお勧めします。それは指定 (又は選択) 国としての大多数の PCT 締約国は、この情報を必要とするためです。国際出願時に発明者の氏名や住所を提供することで、国内段階での問題や遅滞を避けることができます。国際出願に関しては、通常は発明者の職場住所を記載することができますが、当該出願が国内段階に移行した後は、自宅住所に代わって職場住所が認められるかどうかは、関連する指定官庁の国内法により決定される点にご留意下さい。発明者の氏名と住所を記載する要件に関する詳細は、PCT ニュースレター 2012 年 12 月号の実務アドバイスをご参照下さい。また PCT 出願人の手引 附

<sup>1</sup> PCT 規則 94.1(e) に従い、IB は次のことを認める必要があります。当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと、当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること、及び当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

属書 B ([www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)) も、各締約国又は各政府間機関が指定 (又は選択) された場合における、発明者の氏名と住所の提出期間の要件に関する情報を提供しています。